

中小企業の皆様へ

相談支援 無料 のご案内です!

働き方改革

事業主のご相談に **社会保険労務士** が対応します。

働き方改革ってなに?

有給休暇を取得させるには
どうすればいい?

人手不足の解消に
必要な対策って…

残業を
減らしたいんだけど…

パートさんの待遇を
改善したいけど…

役立つ助成金の情報
を教えて…

電話でのご相談は

0120-486-450 (フリーダイヤル)

群馬働き方改革推進支援センター

前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会 内

メール : <hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com>

< 来所・メールによるご相談もお受けいたします >

相談受付

2019.4/1(月) ▶ 2020.3/31(火)

開設時間

平日 9:00 ~ 17:00 (12/29~1/3を除く)

働き方改革

無料

相談会

相談には群馬働き方改革推進支援センターに登録した専門家の社会保険労務士が働き方改革の取り組み方等のお悩みにお答えいたします。

◆ 働き方改革のよろず相談

- 例えば
- ・働き方改革関連法の概要と事業者に求められる対応策
 - ・働き方改革の全体像と基本的な考え方
 - ・労働時間法制の見直（働き過ぎ、ワークライフバランス、多様で柔軟な働き方）
時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得
 - ・雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

◆ 会場 藤岡商工会議所 2階 藤の間 （会場が変更になる場合があります。） 藤岡市藤岡853-1

◆ 毎月第3水曜日 午後1時30分～午後3時30分

開催日		相談員	会場
令和元年	令和2年	社会保険労務士	藤岡商工会議所 2階 藤の間 午後1時30分 ～ 午後3時30分
9月18日（水）	1月15日（水）		
10月16日（水）	2月19日（水）		
11月13日（水）	3月18日（水）		
12月18日（水）			

※ 事前にご予約を頂ければ、お待たせしません。

【主催】 群馬働き方改革推進支援センター

【共催・問合せ先】 藤岡商工会議所中小企業相談所・藤岡労働基準協会
Tel 0274-22-1230